

【関係法令】

○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）抄

第二章 森林・林業基本計画

第十一条 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
- 二 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
- 三 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標は、森林の整備及び保全並びに林業及び木材産業等の事業活動並びに林産物の消費に関する指針として、森林所有者等その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち森林に関する施策に係る部分については、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、林政審議会の意見を聴かななければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第七章 林政審議会

（設置）

第二十九条 農林水産省に、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第三十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第三十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○林政審議会令（昭和四十年政令第百一号）

（委員の任期）

第一条 林政審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

（幹事）

第四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第六条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、林野庁林政部林政課において処理する。

（雑則）

第八条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮つて定める。

○林政審議会議事規則

(会議)

第一条 林政審議会の会議（以下「会議」という。）の日時及び場所は、会長（会長が選任されていない場合にあっては農林水産大臣）が定める。

第二条 会議に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

第三条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

第四条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

3 会長は、次に掲げる事項を記載した会議の議事録を作成し、農林水産省に設けられる文書閲覧窓口において縦覧に供するものとする。

一 日時及び場所

二 開会及び閉会の時刻

三 出席した委員の氏名

四 議題

五 審議の内容

六 その他重要な事項

4 会長は、前項の規定にかかわらず、会議の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、会議の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

5 前四項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(特別委員)

第五条 特別委員に調査審議させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて会議に出席し、特別の事項について報告を行い審議に参加する。

(小委員会)

第六条 部会長は、必要があると認めるときは、部会長の指名する委員又は特別委員によって構成される小委員会に特定の事項を調査審議させることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。